

第七十五回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第十二号

昭和五十年三月十四日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 小宮山重四郎君

理事 大竹 太郎君

理事 田中 寛君

理事 稲葉 誠一君

理事 青柳 盛雄君

小澤 太郎君

小平 久雄君

葉梨 信行君

福永 健司君

綿貫 民輔君

山本 幸一君

沖本 泰幸君

出席國務大臣

法務大臣 稻葉 修君

出席政府委員

法務大臣官房長 香川 保一君

法務省刑事局長 安原 美穂君

法務省矯正局長 長島 敦君

法務省保護局長 古川健次郎君

委員外の出席者

議長 横山 利秋君

最高裁判所事務 田宮 重男君

最高裁判所事務 千葉 和郎君

最高裁判所事務 室長 吉己君

法務委員会調査 室長 室長

委員の異動

三月十三日

辞任

諫山 博君

補欠選任

紺野与次郎君

第一類第三号

法務委員会議録第十二号

昭和五十年三月十四日

同日

辞任

紺野与次郎君

同日

辞任

木村 俊夫君

中垣 國男君

佐々木良作君

同日

辞任

葉梨 信行君

綿貫 民輔君

玉置 一徳君

同日

辞任

中垣 國男君

木村 俊夫君

佐々木良作君

同日

辞任

中垣 國男君

木村 俊夫君

佐々木良作君

同日

辞任

中垣 國男君

木村 俊夫君

佐々木良作君

同日

辞任

中垣 國男君

木村 俊夫君

佐々木良作君

同日

辞任

中垣 國男君

木村 俊夫君

佐々木良作君

本日の会議に付した案件

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(横山利秋君外六名提出、衆法第二二二号)

刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

○小宮山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。稲葉誠一君。

○稲葉(誠)委員 「犯罪者」という言葉は何か耳にしない言葉なんです。これはどういう意味なんですか。

○古川政府委員 御承知のように犯罪者予防更生法の冒頭に「犯罪者」というのがございますが、これは、制定当時の資料など見ますと、クリミナルズという英語なども見えております。われわれとしては、罪を犯した者、非行を犯した者、こういうような概念でとらえております。

○稲葉(誠)委員 「犯罪者」というのは、こういう名前にはほかの法典なんかには具体的にでてきません。

○古川政府委員 どうも、私も全部見たわけではございませんが、余り「犯罪者」という言葉はないように感じます。これも、この法律制定の資料などを見ておきますと、どうも犯罪者予防更生法の英文にもクリミナルズとありましたので「犯罪者」というのは一番冒頭に出ていて「犯罪者」という言葉は法律の表題からはでるだけ外して、こういうような考えも見たようでございます。そして「犯罪者」という言葉そのものは、余りまともに使われていないように感じます。

○稲葉(誠)委員 言葉にこだわるわけではないのですが、クリミナルズというのは具体的に一体何を意味するのですか。

○古川政府委員 結局、法に触れる行為を犯した者というふうなことになるでしょう。一応、先ほど申し上げましたように、犯罪を犯した者、それから少年等では非行を犯した者、こういう概念でわれわれはとらえております。

○稲葉(誠)委員 これは犯した者ですか。犯すおそれがある、虞犯も含むのですか。

○古川政府委員 狭い意味では虞犯はかかとありますが、やはりわれわれは一応少年法をも含めて考えております。

○稲葉(誠)委員 余り変な質問をしてあれですけども、よくわかりませんのは、たとえば中央更生保護審査会というのがあるでしょう。それから各地の場合は、関東なら関東の地方更生保護委員会ですか、ありますね。これはみんな「更生保護」という名称でしょう。そうすると、このところに出てきて犯罪者予防更生法ということになってくるわけですね。「予防」という言葉が出てくるわけでしょう。それは本人を更生させることは一つ予防には違いないかも知れませんが、この「予防」という言葉がどうしてこういうところに出てくるのですか。いかにも防犯的というか、何というのですか、冷ややかな感じを受けるのですが、どうして犯罪者更生保護法という法律の名称にしないのだろうか。これはどういうわけですか。

○古川政府委員 これも制定当時の資料などを見ておきますと、初めはクリミナルズ・リハビリテーションという、いま稲葉先生のおっしゃったような、犯罪者の更生保護というふうになっておったようではありますが、途中でこれにプリベンションというのが入ってきたようでございます。それが入ってまいりましたので、それじゃその法律の表題をどういうふうにしたらいかなというふうなことがいろいろ部内でも議論されたようでございますが、その際に、クリミナルズ・プリベンションという分野、その言葉をわが国の日本語に直した場合に、犯罪者の生成を防止する法律、要するに犯罪者が発生しないように、出てくることを防ぐ、そんなふうにしたらどうかというふうな意見なんかも出ておりました。したがって、警察などやっております防犯とか、そういうものとは幾分か違うと思うのでございますが、たとえば犯罪者が出てくることを防ぐ、生成を防ぐというふうに一応考えたようでございます。た

だ、現在の犯罪者予防更生法は、御承知のように犯罪予防そのものも法律のねらいといたしてあります。それは、やはり最も主たるねらいである犯罪者のアフターケア、要するに、一回犯罪を犯した者が再犯することを防ぐという、これが一番大きなねらいでして、更生保護の分野における犯罪者の生成防止というものは、再犯防止が一つ、それからもう一つ再犯防止に努力しているということが積み重なったものでやはり最初の犯罪を防ぐという方につながつていく、そういう両面を持っているんじゃないかなるか。しかしまず主たるねらいは再犯防止という感じがいたしております。

○稲葉(誠)委員 再犯防止はいいのですが、再犯を防止するためには、犯罪者というか、そういう人たをいろいろな形で監視しなければならぬという色彩が強くなってくる。それを更生法というふうな意義よりも、監視するような体制が何か言葉の中で強いような印象を受けるのですが、この法案の名前も余りに直訳的で、俗に言うところ温かみがないような感じを受けるので——これは後でいずれにしても法案全体をはかの法律との関係で統するわけでしょう。統一と言ったって簡単に統一はできないと私は思いますが、そういうときに十分この法案の内容についても考えてもらいたいというふうに思うわけです。

そこで、大臣というか、事務局でいいですけども、犯罪者予防更生法ができたときに、これは終戦後ですが、保護観察所が廃止されたのでしょう。だが結局保護観察所は復活したのでしょう。この間の経緯を、何か法務省の保護局の総務課長をやっていた人のもの、海治さんの「ジュリスト」の一九六七年一月一日号二百八十八ページですが、これを見ると、いかにも急速にこれをつくったようなことが書かれておるのですが、その間のできた経緯は一体どういふことなんでしょうか。

○古川政府委員 お答えいたします。

その点に関連して、戦前の更生保護制度と申しますか、そういうものから戦後の更生保護制度への切りかえ、その間に終戦という非常に大きな断

層があるわけですが、これを境として、戦前の更生保護制度のことをちょっと申し上げておきますと、これは先生御承知と思うのでございますが、戦前は免囚保護とか司法保護とか言われまして、任意的に、要するに民間先行型といいますが、民間の篤志家などによって任意的に行われておりました。それに国が奨励金を出す、こういうようなことでまず始まりまして、それが制度的には、昭和十四年に施行されました司法保護事業法で制度的に行えるようになったわけでございます。

この司法保護事業法は、起訴猶予者でありますとか、執行猶予者でありますとか、仮出獄者でありますとか、あるいは満期釈放者、あるいは少年法によって保護処分を受けた者、そういう者に対して広く保護の措置をとるということとされまして、この司法保護事業法の主体は、現在の更生緊急保護法でやっておりますような、保護団体による施設への収容保護、あるいは金品の給与等の一時保護、これが中心でありまして、しかしながら一部には、現在の保護観察のような司法保護委員による保護観察も盛られていた、こういう状況でございます。

これがまず大きなものでございますが、しかしながら、いまのような任意的といえながら、今度の一部では有権的な保護もその以前から行われたのでありまして、これは非常に特殊な者、一部の少年と、それから成人につきましては例の治安維持法関係の非常に特殊な成人、こういう者について有権的な保護が行われたわけでございます。これは大正十一年にできました少年法と、それから昭和十一年にできました思想犯保護観察法、こういうようなもので行われておったわけでございますが、これが終戦になりました、当然思想犯保護観察法などは廃止になりました。そういうことで、戦後になりました、戦前に行われたような、そういうような任意的保護、さらに有権的な保護、そういうものをひくくする、もつとりつばな、新しい刑事政策的な面を十分考慮した更生法

があつてしるべきだということが発足いたしましたのが犯罪者予防更生法の成立でございます。

そこで、一番最初は司法保護事業法を改正してやろうということ、任意的だった民間先行型のそれに加えて、国が責任を持って保護観察するといふような制度をもっと広く取り入れよう、こういうことであつたわけでありまして。当時の進駐軍はもちろん思想犯保護観察法は廃止、そういう方向で進んだわけでありまして、一方では、アメリカなどで行われておりました例のプロベーション、判決の宣告猶予といいますが、そういうようなことをしてプロベーションオフィサーに託するといったような、そういうプロベーション、こういうようなものをアメリカでは結構当時行われていたわけでありまして。日本に來ました進駐軍の軍事裁判所でも日本人に対してプロベーションの判決などをやっております、そういうものをいまのわが国の司法保護事業法にも取り入れていったら、こういうようなことでわが方も始めまして、これに進駐軍の方からのサセクションもありまして、先ほども申し上げましたようなクリミナルズあるいはオフエンダーズのプリベーションとリハビリテーションを行つた、オフエンダーズ・プリベーション・アンド・リハビリテーション・アクトといふようなものが双方で検討されたわけでございます。

そこで当初、先ほど申し上げた司法保護事業法に規定されておりました起訴猶予者、満期釈放者に対する任意的保護と、それから有権的な保護観察制度、つまり国の責任によって行つた保護観察制度の大幅な導入についての検討、これを行つたわけでございます。

ところが、現実に昭和二十四年七月にできました犯罪者予防更生法は、先ほどの司法保護事業法の主体であつた任意保護の方は全然落として、保護観察を中心にした犯罪者予防更生法になつたわけでございますが、このいきさつもちょっとと御説明いたしておきますと、先ほど申し上げたように全部をひくくする、先ほど申し上げた

をつくらうとしているところへ、ちょうどこれと並行しまして新しい少年法が昭和二十三年七月十五日に公布されまして、これは家庭裁判所で少年の審判をやる。従来少年審判所でやっておりましたのを全然変えまして、つまり裁判所が少年に対して審判を行う、こういうことになりました。それで、新しいその少年法の二十四条には少年に対する保護観察といふものが必ず規定されまして、これを実施する必要があるに起ってきたわけですから、これが先ほど稲葉先生から御指摘があつた、犯罪者予防更生法の急の制定を見たという一番大きな理由でございます。つまり、全面的な改正をしていく作業を進めておる間に少年法という非常に大きなものができまして、それに保護観察というのが入つた。これを受けて、すぐ犯罪者予防更生法でそれを受けなければならぬ、その部分を中心とした犯罪者予防更生法が急遽立案されました、昭和二十四年に国会を通りまして、同年五月三十一日公布、七月一日から施行、こういうふうになつたわけでございます。これが犯罪者予防更生法の一番最初の制定経緯でございます。

○稲葉(誠)委員 そこで、最初の段階においては、これは中央更生保護委員会という形で非常に権限が強かつたわけですね。それをやってみたことはやってみたけれども、日本の実情に沿わないといふので、平和条約の発効とともにすぐに廃止になつてしまつて、今度は法務省の直接所管という形で中央更生保護審査会という形になつたわけですね。これは権限が非常に縮小してきたということになるわけですか。その間の経緯はどういふことなんでしょうか。

○古川政府委員 昭和二十四、五年といひますか、終戦後に、アメリカなどで広く行われております委員会制度、こういうものがいろいろの面で出てまいつたこと、稲葉先生御承知と思うので、そういう点とも関連して、こういうような委員会がこの保護の分野でもできてまいつた、こういう大きな理由があると思うのであります。それが、講和発効と同時にやはり委員会制度そのもの

のについて全面的に再検討が加えられたようございまして、そういう面から、委員会制度が悪いとか何とかという意味でなくて、全面的に検討が加えられた結果、ある分野については一般の行政機構と同じようにした方がいいというところから、委員会の機構の縮小と申しますか、あるいは権限の縮小と申しますか、そういう改革が加えられた、こういうふうな私聞いております。

○稲葉(誠)委員 そこで中央更生保護審査会という形になって、これは法務省の付属機関だ、こう言うのですが、そこはどういうのですか。外局ではないのですか。外局という言葉をどういう意味に理解したらいいの。付属機関だという言葉を使っていますね、この論文を読むと。これは独立性はないの。どういう点に独立性があるんですか。付属機関とはどういう意味なんですか。

○古川政府委員 性格的には付属機関だと思います。ただ、法務省設置法などをごらんいただきますと、法務大臣の所轄と申しますか、要するに法務省にあるという、普通の指揮監督という点と違っています。法務省の所轄に置いておくというように規定されておりました。要するに法務省の付属機関である。ただししかしながら、これは御承知のようにその性格から申しまして非常に重要な仕事であり、しかも判決を再審査するよう形、公正を保たなければならぬ、こういうような要請から、全く独立した権限を行使する、こういうたてまえになっておるわけであります。

○稲葉(誠)委員 独立した権限を行使するたてまえはいいんですが、公取の場合はちゃんと条文にはつきりしていますね。この場合はどういうふうになっているんですか。

○古川政府委員 これは恩赦の問題にいたしますならば、恩赦法等の規定によりまして審査会で恩赦の上申のあった者について検討いたしまして、恩赦相当という場合には法務大臣に申し出をするわけです。それで、恩赦は審査会が相当と考えなければ恩赦にはならないわけです。これに対して

はどこからも介入はないわけございまして、そういう意味で独立が保障されているというふうな考えております。

○稲葉(誠)委員 私の聞いているのは、よくも勉強していないで申しわけないのだけれども、条文上はつきりしているのかどうかというところが一つと、保護審査会で恩赦が相当と考えたときにはそれはそのまま通るのはわかったけれども、最終決定権は法務大臣にあるわけでしょう。逆に、恩赦が不当だと考えたけれども、法務大臣がやることとができるのかということですね。問題が出てきますね。

○古川政府委員 先ほど申し上げましたように、恩赦法の十二条におきまして「特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権は、中央更生保護審査会の申出があつた者に対してこれを行うものとする。」つまり恩赦法の十二条で、中央更生保護審査会が申し出をしなればできない、こういう形になっているわけであります。

それから、先ほど稲葉先生御質問の、法務大臣に決定権があると言われました。これはわれわれの方ではいまの十二条で、中央更生保護審査会が法務大臣に申し出をいたします。そうすると法務大臣はこれを、内閣に決定権があるものですか。それから、内閣に出すわけでありまして、法務大臣がそれをチェックする権限はないものというふうなわれわれは理解しているわけでありまして。逆に今度は、法務大臣といいますが、内閣の方で恩赦にしたいと思ひますと、この恩赦法十二条がいま申し上げましたように、恩赦は「中央更生保護審査会の申出があつた者に対してこれを行う。」この条文の解釈から、審査会が不当と思つて出さないものは内閣でもこれを取り上げて恩赦にすることはできない、こういう解釈であります。

○稲葉(誠)委員 その条文からは独立性というものが、公取のような場合と比べてはつきり出てないですね。だから、法務省の付属機関なら、法務大臣から、こういうふうな恩赦を申し出るという

こと、これは言えることになるのじゃないの。それでなくてはおかしいもの。おかしいというより、実際それは言えるのじゃないの。条文的には独立して行使するということとはちつとも書いてないもの。

○古川政府委員 一応われわれの方はいまのような解釈をとっております。従来も現実に法務大臣が審査会の相当といたしたものをチェックしたり、あるいは相当でないとして却下したものであるという内閣に対して提出するというようなことではないわけですね。そういう解釈はもう確立しているというふうなわれわれは解しております。

○稲葉(誠)委員 解釈が確立しているのはいいのですが、公取の場合のような独立性というものが法的に担保されてないじゃないか、こう言う必要があるかどうかというところで担保されるだけの必要があるかどうかというところ、これは性格がちよつと違ひますからね。たとえば一番強いのは会計検査院だし、それから人事院とか公取とかはまた強いでしょうけれども、更生保護審査会がそのままでの独立性が必要かどうかということ、これは内閣が行うことですから、そのままでの必要性があるかないか、これは問題だと思ひますが、条文の上ではそのままでの担保はないじゃないか、こういうことを言っているわけですね。

それはいづれにしてもいいわけですが、そうすると、恩赦の場合は具体的にどういう手続をもつて下から上がってくるのですか、そこがよくわからないのですよ。それが一つです。

それから、恩赦の申請があつて、却下される。却下されたときに、却下処分というのはいくつ行政処分というのか、行政行為なのか。それに対して不服の申し立て法があるの。いわゆる恩赦なんだから、慈善的なものなんだから、それに対する不服の申し立て法は全然ないというの。これは

○古川政府委員 第一番目の恩赦の手続、これは審査会でやっておりますいわゆる個別恩赦についての御質問と思ひますが、この点につきましては、恩赦を受けた者は、刑務所あるいは保護観

察所の長または検察官、これらをわれわれ上申権者と呼んでいるわけございしますが、これに対して願書の提出、われわれはこれを出願と呼んでおりますが、そういう上申権者に対して恩赦を受けたい者が出願するわけでありまして。この願書を受理しました刑務所長等の上申権者は、所定の事項を調査いたしまして審査会に対して進達いたします。なお、上申権者は場合によつては職権でも上申することができるとなつております。審査会におきましては、これを受理いたしますとその事件の主査委員を任命いたします。この主査委員がまず刑事事件記録でありますとかその他の関係記録について詳細な調査及び審理を行う。この場合、必要に応じて本人あるいは関係人等について面接をいたします。あるいは補充調査も行つてございします。この間にまた主査委員は委員長初めその他の委員に關係記録を回しまして、調査方針等について適宜相互の連絡、協議を行います。これらの一連の調査及び審理が終りますと、五人の委員が構成されております合議体において慎重に審議されて決定される。その決定は多数決ということになつていくわけございします。それで合議体の審査会で恩赦相当とされた事実案につきまして、審査会が法務大臣に対して恩赦の実施について申し出を行ひまして、法務大臣は内閣総理大臣に対して閣議を求め、内閣は閣議によつて右申し出にかかる恩赦を決定しまして、次いで天皇がこれを認証する、こういう過程でございます。

それからもう一つの御質問である、恩赦不相当と審査会が決めた場合の不服申し立て、これについては不服申し立ての方法はない、こういうふうな考へております。

○稲葉(誠)委員 そこで、恩赦はいわゆる慈善的なものというのか、一方的な恩恵だから、それに対する不服申し立ての方法はないということなんです。そうすると大臣、恩赦というものは、旧憲法のときは大権事項だったでしょう。大権事項だったから、いまでも天皇の認証でなければなら

天皇の「恩」というのかな、「恩赦」でよかったかと思うのですが、現在は大権事項じゃないわけですから、それをまた「恩赦」というような言葉で示すこと自身が、どうも何だかはつきりしないのですがね。それが一つ。

それから、ある一定の条件が整ったときには、それを権利として恩赦——恩赦という言葉だと権利として上申するのはおかしくなっていますけれども、何らかの形で権利としてそれを出願できるというふうな形はできないのですか。これは諸外国の制度はどういうふうになっているのですか。

○古川政府委員 諸外国の制度を詳しく調べたわけではございませんが、一部にはそういう、本人に恩赦の申し立ての権限を与えているところもあるようにございます。わが国は、先ほど申し上げたように、上申権者を刑務所長でありますとかそういうものにゆだねております。またそういうことから、ひいては先ほどのように不服申し立ての方法がないというようなことも相なっているかと思ひます。この点についてはなお検討したいと思ひます。

○稲葉(誠)委員 私もよくわからないのですが、ある一定の条件、たとえば刑期のうち何分の一かを済んだ場合には、恩赦という言葉はおかしいです。それから、個別恩赦でも何でもいいですが、そういうようなものの上申を権利として認めた形のものでどこかの立法例にあるとすれば、それを認めてもいいんじゃないかと考えられるのです。ただ、そうなると、それに対する不服の申し立てが次から次に起きてきて大変なことになっちゃうというところも考えられるので、そう簡単にはできないとは思ひますが、ここら辺のところ、よくわからないので十分研究してもらいたい、こういうふうに思ひます。

そこで、実際問題としては中央更生保護審査会がやるんじゃないかと、これはあなた、事務局も何もありません。実際は法務省の保護局でやっているのではありません。そうすると保護局のいろいろな

意見がここへ反映するんじゃないの。それが付属機関という意味らしいんだけど。いかにも独立性があるような形だけれども、実際は法務省の保護局の下部機関みたいな形に現在になっているんじゃないですか。前は違いましたよね。前はむしろ逆に、中央更生保護委員会が、委員会が、その下に法務省の保護局があったようなときがあったんじゃないですか。それならば独立性があるかも知れぬけれども、いまの場合には、実際に、中央更生保護審査会がやる前に、ブロック別の、たとえば関東の更生保護委員会とか何とかで審議するわけでしょう。そこで決まったものが中央更生保護審査会へ上がってくるのですか。そこはそういう関係なんですか。

○古川政府委員 いまの中央更生保護審査会と現在の保護局の関係でございますが、この点は犯罪者予防更生法の十一條におきまして、審査会の庶務は保護局において行ひ、こういうことになされているわけでありまして、実際、恩赦につきましても保護局の恩赦課、それから仮釈放関係の審査請求事件につきましても観察課というところが事実上所管しておるわけでありまして、言いかえれば、これは事件処理については審査会の事務局的性格を持つていられるかと思ひます。でございます。

ただ、先ほど稲葉先生御指摘のように、そういう事務局が実際の権限を行使しているのじゃないかという御趣意のお話がございましたが、これは決してそうではございませんで、審査会の方が自主的にやっておられるわけでありまして、われわれ保護局におきましては、事件を受理して、書類をそろえて審査会にお出しする。審査会の方から先例はどうかとか、いろいろな調査依頼があれば、それについてわれわれの方は資料をそろえて出すというわけで、決して保護局の方でそういう実際の権限を行使しているということとはございません。

それからもう一点、各地方の各委員会がこれに関与しているか、こういう点については、これは関与していません。上申権者から真つすぐ審査

査会に上がってまいります。

○稲葉(誠)委員 そうすると、関東更生保護委員会とか何とかありますね、各高検単位ですか、それは具体的に何をやるのですか。そしてどの程度の陣容がおるの。そこで下調べや何かみんなやってきて上がってくるのと同じですか。

○古川政府委員 これは先ほど申し上げたように、一線といいますが、刑務所長それから保護観察所、検察庁というところが上申権者でございます。そして、そこでは先ほど申し上げたように、本人から恩赦にしてみたいという出願があった場合に調査はいたしますけれども、そこからは真つすぐ審査会というところで、全くあとの中間機関、委員会とか何かは全然関係いたしていません。委員会の方は、先生御承知のとおり、もっぱら仮釈放を中心に行つておるわけでございます。保護観察所の方は、先ほど申し上げたように、地元の人から恩赦にしたいという場合に、保護観察所はそういう面でも調査ということになります。上申と

いうことはいたします。

○稲葉(誠)委員 仮釈とそれから恩赦、これは減刑ですか何ですか、そういうのは実際に入っている人は、両方申請——仮釈は申請はしないでしょうけれども、どちらの方が実際には多いのですか。入っている人から見ればどっちだつて同じだ。ただ仮釈の場合は刑期が在宅のまま進行するだけの話で、違つていへば法律的には違つてもわからぬが、実際には同じようなものだ。だから実際は、恩赦の手続が非常にむずかしいというか、あれです。それから、仮釈で補っているというか、どんなやつにしているという形をとっているのじゃないかと思ひますが、仮釈の方は実際どういふ条件のあったときにどういふ手続で仮釈をやるわけですか。これは矯正局長の方だと思ひます。

○長島政府委員 仮釈放の申請の手続でございますけれども、現在刑務所で分類調査というのをやっております。入所いたしましたときから分類調査をいたしまして、これは犯罪関係、家族関係、従来の経歴、社会関係、それから本人の資質と申

しますか、すべて調査いたします。この分類調査をいたします分類調査会というのがございまして、これを継続的に開いておまして、その分類調査会あるいは審査会等におきまして、本人の所内のいろいろな行状あるいは調査の結果等から見て仮釈放の申請が適当だという判断になってまいります。と、刑務官会議の議を経まして所長が申請をする、手続的にはそういうことで申請がなされてまいります。この分類調査会は毎週一回以上開いておるものでございまして、個々の受刑者につきましましては、比較的刑期が短い者については少なくとも三月に一回開いておまして、長い者につきましましては六カ月に一回は少なくとも当該本人を審査の対象にして仮釈を申請するかどうかを検討しております。そのほかに特に刑期の短い者等につきましましては、そういう事情がありますので随時この審査をするというところで、仮釈放の申請に適する者は速やかに申請をするというのが一般の手続になっております。

○稲葉(誠)委員 そうすると、収容者は、恩赦の申請をするのと、仮釈申請と言ふ言葉はちよつとおかしいこともわからぬけれども、それをすると、具体的にはどっちが多いのですか、普通の場合は。

○長島政府委員 御承知のように、仮釈放につきましては本人に申し立て権と申しますか申請権がございまして、恩赦についてはただ出願権があるわけでございます。実際は恩赦と仮釈放とかなり性質が違つておまして、仮釈放の場合は、施設内処遇から仮釈放にしまして社会内処遇へ移していくというところで、処遇の一つの流れでございます。それから、自然に社会へ出していい者は仮釈放に持つていくという、施設側も努力をしております。したがしまして、普通のルートは仮釈放になって出ていくというのが一般のルートでございます。で、恩赦の出願というものは特殊の事情がある場合に出てくるわけで、きわめて少ないわけでございます。

○古川政府委員 先ほど稲葉先生の御質問の中に

仮釈放と恩赦の関係について御質問ございましたので、この点についてちょっと申し上げておきたいんですが、恩赦の方は、恩赦の補充性というよりなことを申し上げておきますが、元来刑事裁判を變更するというような非常に重要な行政作用でございまして、運用には謙虚性が要求される、そういうことを言われておりました、原則として、はかに刑事政策的制度があればまずこれを活用した上で恩赦を考慮すべきだということが言われているわけですが、これは仮釈放もそういう一つでございまして、仮釈放があればまず仮釈放について考える。それから保護観察につきましても、保護観察の仮解除というのがございますが、そういうようなことを考えて、それでなお救い得ないという場合に恩赦が考慮される。そういう意味で恩赦の補充性ということが言われているわけでございます。

○稲葉(誠)委員 これは大臣、裁判で確定するでしょう。確定したものを行政権で刑を軽くしたり何かするということは、司法権の独立に対する侵犯じゃないですか。これはおかしいな。

○稲葉(誠)委員 非常にむずかしい問題でありますけれども、裁判の独立、司法権が正義に基づいて裁判を決定する、それを実際に執行する行政権で裁判の結果を變更するというのですから、司法権の独立を侵害するのではないかと議論をときどき私も聞きます。ですけれども、正義と、やはり当該社会、国家——民主国家、共和国であるという君主国であらうと、君主国の場合には君主の愛ということになっておりますね、正義と愛の接点でそこを調整するのが恩赦制度の歴史的な所産であるというふうに思いますので、しかも、司法権の独立を一方に規定してあると同時に、必ず憲法に恩赦をすることが規定を置いておられますものだから、憲法自体にそういう制度を置いておられますものだから、憲法違反と言うわけにはまいらぬのではないかと、こういうふうに存じます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、司法権の独立とい

うのは判決が確定するまでのことかな。確定した後は司法権の独立という問題は起きないの、長島さんでいいですよ。

○長島政府委員 私も憲法をよく存じませんのであれでございませうけれども、恩赦制度の基本的な問題は、事後の事情の變更ということが一番大きいものだと言われている。たとえば、犯罪を犯しましたときには刑罰規定がありまして、確定をいたしました後にその刑罰が廃止になったといううな場合、一番顕著な例は、経済統制法規が戦中戦後ございまして、それが廃止になったといううな場合で現に経済統制法規でまだ刑務所へ入っておりますといううな場合に、いかにも事情の變更に基づきまして前の刑を執行するのをおかしいといううな事態が起こります。そういう場合が実は本来のこの恩赦をやるのに適当な場合だというふうに考えられておりました、そういう意味では、司法権の独立といえますよりも、事後の状態によって救済するというのが恩赦の本来の本旨であらうかというふうに理解しております。

○稲葉(誠)委員 事後の状態の変化によらなくたってどんどん恩赦をやっているじゃないの。そういう議論はおかしいぞ。そういう議論でいいの

○古川政府委員 これは稲葉先生も御存じのように、恩赦にはいろんな必要性といえますが、存在意義があるわけですね。長島矯正局長が御説明申し上げましたように、事情の變更、それが恩赦ができてまいりました大きな理由だと思っておりますが、御承知の、戦後、内閣に設置されました恩赦制度審議会では四つ存在意義を挙げておりました、一つが先ほどの事情變更による裁判の事後變更、一つは法の画一性に基づく具体的不妥当の矯正、それから三番目には他の方法をもつては救い得ない誤判の救済、それから最後の四番目に犯罪後の行状等に基づく裁判の變更もしくは資格の回復。この一番最後が刑事政策的な意義が非常に多いとい

って最近非常に指摘されて、戦前の、天皇とかの大権によりますという恩恵的なもの

り、むしろ戦後のこういう刑事政策的な方向に基づく恩赦ということで、現在個別恩赦はこの第四番目の刑事政策的配慮による裁判の變更もしくは資格の回復、犯罪後の行状等に基づくもの、これが一番活用されている。矯正局長が説明したのが非常に大きな理由ですが、最近ではだんだんそういう刑事政策的な配慮を加える方向に向かいつつある。そういうことで、先生御指摘のようにそういう面が多くなっているということかと思えます。

○稲葉(誠)委員 仮釈放ならこれは刑が進行しているわけですからね。ただ中へ入っているのと外へ出ているのとだけですから、これはいいと思うんですけどね。これを活用するということは当然だと思ふんですけども、恩赦で刑を事実上變更してしまふというものは、これが乱用されたときなんか非常に問題が起きますね。

大臣、選挙違反はどうして恩赦の中へ入ってくるのですか。これはどういうわけだろう。

○稲葉(誠)委員 すべて犯罪に対して国の恩恵を与え、それ以上刑に服させる必要がない、こういうときには選挙違反犯罪だからとか殺人犯だからとか、犯罪の種類によって区別すべきものではないのではありませんかという趣旨ではないかと思えます。

○稲葉(誠)委員 それはあなた、法の前に平等だからということかも知れませんがね。しかし特別なものはみな排除しているでしよう。たとえば強殺の場合とかは普通の場合みな排除してしまふよね。それは排除する場合もあるし、選挙違反でも買収のようなものは排除する場合もありますし、いろんなことがあります。政令恩赦の場合、いろいろありますから一応言いませんが……

一つ保護司会の問題について、これはたびたび言われているわけですがね。私も保護司をやっているわけですが、これはどういうふうな今後、たとえば予算的な措置、こういうことについてどういうふうなやっていくつもりなんですか。たとえば、これはよく言われますね、調停委員が六千五百円になったと。六千五百円になったって、これ

は朝と午後やって、そして七段階に分けて細かいことをやって、めんどろくさいのですけれども、しかしいざしにしても前よりは倍ぐらいになったのが多いと思えますがね。保護司の人は実費弁償でさっぱり上らないというのですけれども、これを将来どういうふうにして上げていくというつもりに考えているわけですか。大ざっぱなところでもいいですよ。細かい点はいいですよ。大ざっぱなところを大臣から答えていただいて、これはうんと上げていきたいつもりだということならそれでいいじゃないですか。こころは大臣から答えてもらわなければだめだよ。

○稲葉(誠)委員 まあ、制度の経過もございまして、歴史的な経過もあるものですから、調停委員と同じにすぐいいとか(稲葉(誠)委員「同じにしろとは言っていないけれどもね」と呼ぶ)近づけるとか、いろいろ議論があります。余りひどい、人を小ばかにしたような、ただの方がまだいいぐらいだなと言われたらうでは困るという程度の考えを持っています。

○古川政府委員 確かに保護司の各位には、ごくわずかな実費弁償で非常に重要な仕事をしていただいておりますので、われわれ、どういう形でお報いするかという点については常々心を配っているつもりです。ただ、実費弁償は御指摘のように非常に低い額です。これはできるだけ上げるように努力いたします。

それからもう一つは保護司会の問題がございまして、保護司会も非常に金を使っております。実際、防犯活動などには大いに活躍したいというところで、これにつきましても、保護司の研修会の旅費でありますとかを従来から要求しては、大臣などの御努力によりまして、今度は保護司代表者会議、こういうような、つまり保護司の会長のような方がお集まりいただく費用も盛り込むようにいたしまして、現在その額が大体三千万ぐらいになっております。こういうふうな努力をまいりたいと思っております。

なお今後、保護司の報酬とかそういうような問題につきましては、五十年四月から発足いたします保護局内におきます更生保護の長期展望に立つたマスタープランというものの策定作業の過程におきまして、保護司の報酬制度、いろいろな問題について検討してまいりたい、かように考えております。

○稲葉國務大臣 古川保護局長の言うた方が正確でございます。私のは大ざっぱでございます。

○稲葉誠委員 それから、犯罪者予防更生法、執行猶予者保護観察法、更生緊急保護法等、更生保護関係の法律の整備統合の計画について。いろいろあるでしょう、これは。ばくは簡単にいかなーと思ひますよ。おのおの立場が違うし、そんな簡単に統合はできないと思うのですけれども、これについては将来どういうふうにして整備統合していきたいかということを最後に答え願つて、終わりにします。

○稲葉國務大臣 この前もこの委員会で御質問を受けてお答えしたとおりでございます。一本にすべきものだな、そういう方向で検討を命じておりますが、その手順等につきましては事務当局をして説明させます。

○古川政府委員 御指摘のように、更生保護につきましては犯罪者予防更生法を初め非常にたくさん法律があるわけでございまして、これを統一と言ひますが、できる限り一本化してわかりやすいものにしたひ、それを、われわれいま仮称といたしまして更生保護法——先ほどの犯罪者というのには除きまして、更生保護法といったようなものを考えております。しかしそうした場合に、保護司法とかあるいは緊急保護法のような司法保護事業的なもの、そういうものまで全部盛り込めるかどうかという点に問題がござひます。十分大臣の御趣旨を受けて検討してまいりたい、かように考えております。

○小宮山委員長 これにて本案に対する質疑は終

了いたしました。

○小宮山委員長 これより討論に入るものでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小宮山委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○小宮山委員長 この際、ただいま議決されました本案に対し、附帯決議を付したいと存じます。案文は、お手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一、政府は、更生保護制度を社会、経済状況の変化に対応しようとする事項について速やかに検討すべきである。

二、関係法律の整備、統合を行うこと。

三、更生保護施設の運営改善及び更生保護対象者の拡大などについて必要な措置を講ずること。

三、保護司の実費弁償金並びに保護司関係経費の大幅な増額を図ること。

二、政府は、選挙違反事件に関する恩赦については、今後とも一層その適正な運用に留意すべきである。

○小宮山委員長 お諮りいたします。

本附帯決議を本案に付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小宮山委員長 起立総員。よつて、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして稲葉法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。稲葉法務大臣。

○稲葉國務大臣 ただいま可決されました附帯決議に關しましては、その御趣旨に沿うよう最善の努力を払つてまいりたいと存じます。

○小宮山委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願ひたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○小宮山委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小宮山委員長 次に、横山利秋君外六名提出、刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案並びに内閣提出、刑事補償法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。横山利秋君。

刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事補償法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○横山委員 刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案の提案理由、趣旨の御説明をいたします。

本案は、無罪の裁判を受けた者の精神的、財産的負担を償うため、現行の補償金額を引き上げ、

公訴の提起後の非拘束期間についても補償を行うとともに、裁判の費用を補償しようとするものであります。

人が刑事訴追を受けるのは、その人の人生の最大の不幸であります。罪なくして刑事訴追を受け、幸いに裁判において無罪となつた場合でも、現在の法制及び日本の一般社会的取り扱いにおいては、国民は刑事訴追を受けたことによつて拘束、非拘束にかかわらず、裁判期間中、刑事被告人としての汚名を着せられ、信用を失墜するほか、身分上不利の取り扱いを受けている実情であり、無罪の裁判確定に至るまでの間の裁判に要した費用も一般国民の平均収入から見れば決して少ないものではないのであります。かかる精神的、物質的損害ははかり知れないものがあり、そのためにその人の人生の大半が失われる場合も決して少なくないのであります。

しかるに、現在の刑事補償法によれば、無罪の裁判が確定した場合、刑事訴訟法等により拘束を受けた者に限り、国に対して抑留または拘禁及び刑の執行による補償を請求することができるとしているが、非拘束中の期間に対しては何ら補償する規定がないのであります。

また、現在の刑事訴訟法によれば、検察官のみが上訴した場合において、上訴が棄却された場合は取り下げられたときは、当該事件の被告人であつた者に対し、上訴によりその審級において生じた費用の補償をすることができ、被告人側が上訴して無罪になつた場合、被告であつた人に対し上訴によりその審級において生じた費用を補償する規定もないのであります。

さらにまた、刑事補償法による補償金額は、昭和四十八年に改正されたものでありますが、その後の急激な経済事情の変動を考慮するとき、その額は補償の目的を達するにはきわめて不十分であります。

本案は、以上のような諸般の実情を考慮して次のように改正しようとするものであります。

すなわち、第一に、無罪の裁判またはこれに準

ずる裁判を受けた者が未決の抑留もしくは拘禁または自由刑の執行等により身体拘束を受けた場合の補償基準額を日額千五百円以上六千円以下とし、死刑の執行を受けた場合は補償の最高額を千五百万円に財産上の損失を加えた額とする。

第二に、無罪の判決が確定した場合には、公訴の提起があった日から、無罪の判決が確定した日までの期間及び再審または非常上告の手続により無罪の判決が確定した場合は、公訴の提起があった日から原判決が確定した日までの期間のうち未決の抑留もしくは拘禁または自由刑の執行等を受けなかった期間に係る補償の金額は六千円に当該期間の日数を乗じて得た額の二分の一以内とする。

第三に、無罪の裁判が確定したときは、それまでに要した費用のうち被告及び弁護人であった者の公判準備及び出頭を要した旅費、日当、宿泊料、弁護士報酬を補償する。

なお、第一の場合の金額の算定基礎につきましては、千五百円は昨年度の失業対策事業における最低賃金日額を、六千円は昨年度の労働省月別勤労統計による平均月間給与額を、千五百万円は、自動車損害賠償保障法の死亡の場合における賠償金額の改正予定金額をそれぞれ参考にいたしました。

以上がこの法律案の趣旨であります。慎重御審議の上、速やかに可決されるようお願いいたします。

○小宮山委員長 次に、稲葉法務大臣。

○稲葉法務大臣 刑事補償法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

刑事補償法による補償金の算定の基準となる金額は、昭和四十八年の改正によって、無罪の裁判またはこれに準ずる裁判を受けた者が未決の抑留もしくは拘禁または自由刑の執行等による身体拘束を受けていた場合については、拘束一日につき六百円以上二千二百円以下とされ、また、死刑の執行を受けた場合については五百万円とされているのでありますが、最近における経済事情にか

んがみ、これを引き上げることが相当と認められますので、この法律案は、右の「六百円以上二千二百円以下」を「八百円以上三千二百円以下」に、「五百万円」を「千万円」に引き上げ、いわゆる冤罪者に対する補償の改善を図ろうとするものであります。

以上が刑事補償法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○小宮山委員長 これにて両案の趣旨説明は終わりました。

○小宮山委員長 この際、最高裁判所長官指定代理者の出席説明の承認に関する件についてお諮りいたします。

本会期中、ただいま趣旨説明を聴取いたしました両案の審査に当たり、最高裁判所長官指定代理者から出席説明の要求がありました場合には、その承認につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小宮山委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

○小宮山委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。大竹太郎君。

○大竹委員 それでは質問をいたしたいと思ひます。

ただいま趣旨の説明がございました政府提案の刑事補償法の一部を改正する法律案について質疑を行いたいと思ひますが、たしか刑事補償法、特に補償額の増額は、前回は四十八年に行われたと思うのであります。したがって、二年目に今度また改正されるということでございますが、この提案理由の説明にもございまして、主として経済事情の変更によって引き上げるのだという御説

明でございます。したがって、この四十八年、四十九年に実際にどのように補償がなされているかということがやはり今度の改正には大事な資料になるのじゃないかというふうに思ふのでありまして、一応この提案理由の説明以下の資料の最後の方にはついておられますけれども、これを具体的に説明をしていただきたいと思ひます。

○千葉最高裁判所長官代理者 お手元の資料の最後のページにございまして、第二表で、四十八年、四十九年の「刑事補償請求事件一覧表」というものがございまして、総数で、四十八年が百九十七件の請求があつて、請求が認められたのが百九十五件、四十九年が六十三件の請求で、請求が認められたのが六十二件。

それで、その内訳でございまして、第三表の下の方にその請求の認められた合計数を、旧法を適用したものと新法を適用したものと分けて書いてございまして、で、四十八年の九件というものが、四十八年の六月二十二日に改正公布、即日施行になりました現行法による請求、またそれに基づく補償決定のあったものでございまして、これは平均一人当たりの日数が二百・三日、一人当たりの平均金額が三十七万三千七百七十八円、これは一日当たりいたしましたと千八百六十六円になります。四十九年も同じでございます、五十七件が新法によるもので平均百六十三・一日、三十二万九百二十一円が一人当たりの平均金額で、一日当たりいたしますと千九百六十七円、こういうことになっております。

○大竹委員 そこで聞きたいのであります。いままで最高二千二百円だったものを三千二百円に引き上げたというわけでございますので、大体五〇％近く上がったということになるわけでございます。この付表の第一表を見ますと、賃金と物価指数の平均は四十八年と比べますと一四・三・三％ということでございますので、その面から言つてむしろ上の方が多いというふうな面も考えられるわけですが、たとえば賃金の面を見ますと、昭和四十八年度は常用労働者の一日

平均賃金が四千幾らだ、そして五十年度は五千九百円ぐらいで四七・七％上がつていふというところを考えると、もともと四十八年度で決まっていた二千二百円というのはどうもおかしいのじゃないかということにもなるわけでありまして、その点についてどうお考えになっておりますか。

○安原政府委員 刑事補償法におきましてこの補償の対象となる損害は、拘禁されたことによりましてこの被告の精神的、物質的な損害、したがって慰謝料のような精神的なものから、物質的なものとしては、働けなかつたことによる得べかりし利益の喪失に対する補償、あるいは現実に消費したものの物質的な損失というふうなものを含めたものが損害として考えられるわけでありまして、御案内のとおり、刑事補償法の補償は、国の機関に過失がなかつた場合にでも補償するといふ無過失責任、無過失の場合にも補償するといふ制度でございまして、過失があつた場合には国家賠償という形で全損害が補償の対象になるはずでございますが、これはいわば無過失の場合の一種の公平の原則からする補償でございますので、必ずしもその全損害を補償しなければならぬということには相ならないという意味におきまして、いま御指摘のように常用労働者の平均賃金、おそろくそれは実損害ということになるかもしませんが、そこまでは補償する必要はないという考え方で、それよりは下回る金額が決められておるものと理解しております。

御案内のとおり、国の制度を運用いたします場合に、この場合刑事裁判制度を運用いたします場合に、ある程度国民というものは、その運用の対象となるものにとつて損害が生ずるということは避くべからざるものでございまして、その損害を過失がない場合でも個人に負担させておくのは、公平の原則上それはバランスを失ふるのではないかと。それを個人の負担にしないで、いわば国家、さらにその奥には国民全体がそれを負担するのにか、あるいは個人に負担させるのかという、公平の原則でどこまで負担させるのかという問題でござい

まして、国家賠償のように過失によるところの損害の補てんということではございませんで、このような額でもそれはそれなりに相当であるということでございます。

なお、制定当時は、旧刑事補償法では大体一日の補償額が五円以内というのが昭和六年当時でございました。当時その五円というのは、それを横ににらみますと、陪審員の公判審理の出頭を要した日当と同じ額でございます。当時の証人の日当の二円五十銭よりは高かったということでございます。

○大竹委員 関連しての問題であります。低い方は六百元から八百円へ上げたというわけであり、これは前回には最高の方を上げて、最低の方はたしか上がらなかったと思うのでありまして、そのときもたしか問題になった記憶があるわけでございますが、いまのような御説明なら同じような説明になるのかと思ひますけれども、現在において、上げたと言つても八百円でありまして、ちょっと実際問題として、そんな低額の補償ということとは、そんなこと程度で済ましておけるような事件があるのかどうかという疑問がたつたわけでありまして、適用の実際において、たとえいままで六百元で済んでいたというような案件があるのかと思ひます。それらを説明していただきたいと思ひます。

○千葉最高裁判所長官代理者 前回の四十八年に御説明申し上げましたときの資料でもたしか申し上げたと思ひますが、当時でも六百元という例が数件ございまして、いずれも心神喪失を理由とする無罪判決で、犯罪事実そのものは行われた、しかし被告は責任がないということで無罪になつた。どうも国民感情にそぐわない面からだと思ひますが、六百元という例がございました。現行法になりましたが、改正された以後でも一件でございますが七百元というのがございます。これは取引に關しまして、暴力団の者と一緒で恐喝行為をやつたという、借金の取り立ての恐喝事件でございますが、どうも事実としては若干

の脅迫暴行があつたというわけですが、取引關係ということもありまして、結局は恐喝とは認定されないという意味で無罪になつたわけでございます。ただ、被告が取引に關して余り正確な供述をしなかつたというふうなことでどうしても勾留が長くなつた。ほかの被告人、計四名でございますが、ほかの三人の被告人が否認したのに、この被告人は自白をして、しかし正確な取引關係を供述しないということで非常に審理が延びたというふうな事情があつたからだと思ひますが、一日当たり七百元の決定になっております。

○大竹委員 それでは、時間がありませんから先に進ませていただきます。

死刑執行の補償額を現行五百万から今度は一千万に引き上げたというわけでありまして、死刑の補償額ということ、考えようによつてはこれは一千万でも十分だといふわけにはいかぬと思ひますが、よく例に引かれる自賠法なんか、現在、もうかなり前に一千万になつてゐるわけでありまして、これらも千五百万くらいに近くなるのじやないかといふようなふうになつてゐるわけでありまして、自賠法による保険金額と同じようにしなければならぬといふような理屈は私はないと思ひますけれども、最近の物の考え方その他からいまして、国が故意、過失がないにいたしたとしても、過つて死刑を執行してしまつたといふものに対しての補償額としては少ないんじゃないかと、いふのが一般の常識——これは的確なことは申し上げられませんが、一般の物の考え方じやないかといふふうにお考へになっております。これらについてどうお考へになっておりますか。

○安原政府委員 死刑の執行によりましてところの補償は、現行法は御案内のとおり「五百万円以内で裁判所の相当と認める額の補償金」ということになっておりますが、条文にございまして、本人の死亡によりまして生じた財産上の損失額が証明された場合には、その損失額に五百万円を加算した額の範囲内で裁判所が補償金額を定め

るということにされております。このようなところから見ますと、この五百万円という現行法の規定、いまこれから改めようといふと一千万円という金額は、いわばいふゆる精神的苦痛に対する慰謝料といふ性格を持つてゐるものと考へて間違ひはないのではないかと思ひます。この金額は、現行法制定当時は五十万円でありまして、これを、昭和三十三年の改正によりまして三百万円、それから昭和四十八年の改正によりまして五百万円に改められたのであります。従来からの国会の審議の経過を見ましても、これがなぜ五百万円であり、かつて当初は五十万円であつたかといふようなことにつきましては計数的な根拠は必ずしも明確ではないのでございまして、もつぱらこの程度をもつて相当とするという、俗に言へば達観、いわば常識的判断といふことで額が決定されたのではないかと考へられるのでございまして。

そこで、今度一千万円に改めましたのは、いま大竹委員御指摘のいふゆる自賠法による保険金額と必ずしも結びつかないのでもございまして、自賠法の保険金額はいわば精神的、物質的の両方含めた損害に対する一つの保険額でございますが、このことから改めようといふと一千万円といふのはそういう意味におきましては、精神的損害に対する一種の補償であるといふ意味では高く、一千万円になつてゐるとも言えるわけでございます。というふうなことでございまして、自賠法に比べて低いといふよりはむしろ高いといふことに相なるのではないかと思ひますが、いづれにいたしましても直接の關係はない、精神的損害に対する補償の額といふことでございまして。そこで、一千万円にした理由でございまして、これも、これはもつぱら最近におきます交通事故による死亡を理由といたしまして損害賠償責任請求事件における慰謝料の額が漸次高額の傾向にあるので、この際一千万円程度にしてはどうかという判断に

達したわけでございます。

○大竹委員 いま、自賠法の保険金額ではないけれども、一般に交通事故事件なんかの慰謝料請求の金額が逐次上がつてきたといふようなことで、それに近づける意味で五百万円から一千万円にされたといふこと、そういう考へ方でおやりになることが妥当かと思ひますので、また一般がだんだん上がつてきたらそれに應じてまた適宜改正をしていただつたかといふことで了承をいたしたいと思ひます。

次に、刑事補償法と関連して問題になりますのが被疑者補償規程でございます。これも、ただ檢察の段階と裁判の段階までいつた場合との差異にすぎないわけでありまして、やはりこの刑事補償法の改正に伴つて被疑者補償規程の金額も当然改定されるというふうにお考へでございます。どのようになら改定されるのか、またそれに対しての予算措置その他がどうあるのかどうか、これらについて御説明をいただきたいと思ひます。

○安原政府委員 このたびは御審議を願つております刑事補償法の金額の改定が成立いたしました。これは、被疑者補償規程の日額につきましてもそれと同じ金額に引き上げる予定であります。なお、かねがね御指摘を受けておりますように、被疑者補償をした例が非常に希有でございますので、予算額としては例年二十万円というところでございまして、これはいづれ補充費系統の予算でございまして、必要があれば幾らでも予算の裏づけはできるということに相なつております。

○大竹委員 いままで実際に使つた金が非常に少ないといふことでございまして、それにはそれ相応の理由があると思ひますけれども、これはやはり法律ではないわけでありまして、その運用いかんによつてはもとと金額もふえるようになると思ひますし、またできるだけに該當する人間にはこれをもちつて機会を与えるといふことが民主的な物の考え方だと思ひます。ありますが、それらについて何かお考へになっておりましたら、この際おしやつていただきたい

と思ひます。

○安原政府委員 御案内のとおり、この被疑者補償規程の補償の要件は、「被疑者として抑留又は拘禁を受けた者につき、公訴を提起しない」「いかなる不起訴処分がありした場合に」「その者が罪を犯さなかつたと認めるに足りる十分な事由があるときは、抑留又は拘禁による補償をする」というたてまえになつておりまして、しかも、「本人の行為が刑法第三十九条から第四十一条までに規定」いたします責任無能力によつて「罪とならない場合」あるいは「本人が、捜査又は審判を誤らざる目的で、虚偽の自白」をしたというようなことで「抑留又は拘禁されるに至つたと認められる場合」というようなときには補償しないといふことになつておりますので、事例が少ないのは、私どもは基本的にはこの被疑者補償規程による補償をする要件に該当する場合が少ないということに原因があると思ひますけれども、御指摘のとおり、検察官においてこの運用についてもっと熱意を持つてやれば、あるいはもう少しこの補償件数もふえるのではないかとと思はれるケースがないわけでもございませんで、従来から、全国で検察官が集まる会同の機会には、特に監督者である検事正、次席検事の会同におきましては、これを活用するようというのをたびたび注意をしておるわけでもございしますが、大竹委員を初め先生方からの御指摘もございしますので、今後さらにこれの活用を図るという意味におきまして、私どもの考えでは、私、大臣名の依命通達をもちまして、身柄を拘束した後、罪とならず、嫌疑なしという裁定をした場合においては、すべてその被疑者補償事件として検察庁内部で立件をいたしまして、補償の要否を検討して裁定するという手続をとつてもよろうにいたしたい。なお、嫌疑不十分という裁定をした事件であっても、罪とならず、嫌疑なしの裁定をした場合に準じて検討することが相当だと認められる事件についても、同じように立件して検討することにする。しかも、それを主任検事に任せないで、被疑者補償裁定事件

ということでも立件されたものにつきましては、その裁定をした検察官を除く、その検察官が属する検察庁の次席検事または次席検事に次ぐいゝゆる三席検事をしてこの検討の主任にするといううなことをこれから勵行させてみたいといううなことを考へておりますし、またその勵行の状況につきましては、必ず四半期ごとに大臣あてに報告を求めるといふようなことによりまして、いゝゆる補償すべくして補償しないといふことのないことを期したい、かように考へます。

○大竹委員 いま、これからどうとする処置についてお話がありました。ざひそういうようにしていただきたいと思ひますことは、自分が担当した事件について、自分が、一口に言へば見込み違いをして、国がそれに対して補償しなければならぬといふことは体裁の悪いことでありますから、本人とすればなかなかこれはやりにくいことである。また、次席検事なり検事正なりが、おやりになり、そしてそれを法務大臣の方へ実績を御報告になるということが、私は非常に効果があると思ひますので、ぜひそれをはつきりやつていただきたいと思ひます。

最後に、社会党から御提案になつております改正案について政府にお尋ねをいたしたのであります。

これによりまして、無罪等の判決が確定した場合には、身柄の不拘束の者についても国が補償する。また刑事訴訟のいゝゆる弁護士の日当、報酬までも、審級にかかわらず国が補償すべきであるという、社会党の方の御提案は、もうなつてゐるわけでありまして、これについては、いままで各大臣その他におかれても、全部はともかくも、その方向で物考へていきたといううな御発言、御答弁等もあつたわけでありまして、社会党から出ておりますこの案について、政府としてはどうお考へになつておりますか。これは大臣がお答へになるか局長がお答へになるか、どちらでもよろしうございしますが、お答へをいただきたいと思ひます。

○稻葉國務大臣 無罪の裁判を受けた者に対する刑事補償の範圍を非拘禁者にまで拡大することの当否につきましては、かねてから検討を行つてきたところでありまして、その間、最高裁判所事務当局とも協議を重ねてきたのでありますが、種々の理由からその立法化は相当でないとの結論に達しております。その理由の詳細につきましては、専門的な事柄でありますので事務当局から答へさせていただきます。

次に、訴訟費用の補償につきましては、現行法において検察官のみが上訴してこれが入れられなかつた場合、上訴費用の補償を認めておりますが、これを無罪の場合一般に広げることには理由のないことではありませんで、当省といたしましては近く法制審議会に對し費用補償制度の採否につき諮問することとしており、その答申を待つて態度を決めたいと思ひております。

社会党議員から提出された法案の費用補償の点につきましては、補償を要する場合が広きに過ぎ、公平の立場から考慮を要する点があるのではないかとこの感じを持つております。

○安原政府委員 いま大臣が仰せの、いゝゆる非拘禁補償を現段階で採用することの相当でない理由といふことにつきましては、この前の国会でも申し上げたと同じ理由でございしますが、まず第一に、国の公権力の行使によりまして生じた損害の補償といふものは、その本質が損害賠償であるという關係から言ひますと、本来その損害の発生について当該公務員に故意、過失がある場合に限つて行ふべきものであるといふうに考へられますから、無過失による場合を含む補償は、それが必要とするだけの特別の理由がある場合でなければならぬといふうに考へるのが至当と思ひるのであります。

そこで、刑事事件により起訴されました場合に、身柄の拘束を受けた場合とそうでない場合とでは、無罪を言い渡された者の受ける損害の程度が著しく異なることは申すまでもないところでございまして、現行刑事補償法が拘束を受けた場合

においてのみ補償することとしたしておりますのは、身柄の拘束といふことが国の各種の公権力の行使の中できわめて特殊のものであること、すなわち、身柄の拘束は刑事手続の性質上その必要性が肯定されるものであります反面、これを受ける側にとつては他に例を見ない高度の不利益な処分であり、損害が重大であるといふことに配慮したものと考へられるのであります。刑事事件により起訴された場合におきまして、被告人が物質的、精神的な損害を含め、現実に種々の不利益を受けることがあるといふことは否定できないのでございしますけれども、しかしながら、身柄の拘束を受けた場合は別といたしまして、その他の不利益といふものはおよそ公権力の行使に伴つて通常生ずべき不利益の範圍に属するものであると考へられるのであります。たとへば、国氏の權利義務に重大な關係のあります海難審判とか特許審判あるいは許認可の取り消し処分等に誤りがありまして、その結果國民に損害を与えることもあり得るのでございしますが、これらの場合について直ちに国がその損害を補償するといふ制度は設けられておらず、その公務員に故意、過失があつた場合に限つて国家賠償法による賠償請求が認められてゐるのにとつては、いゝゆる補償を要する点があるのではないかとこの感じを持つております。

また、検察官が十分な根拠に基づいて適法に公訴を提起した場合について、裁判の結果無罪となつたという理由だけで、非拘禁者に對し、当該公務員の故意、過失の有無にかかわらず損害を補償するといふことは、いま例を挙げましたような行政処分等の場合といゝゆる均衡を失つたことになつてゐないかと思はれるのでございします。したがひまして、非拘禁者に對する補償は国家賠償法の手続により行ふのが相当であり、このことは、国の補償に關する現行法制の基本的な立場といたしまして、憲法十七條及び第四十條の規定に照らしても明らかではないかと考へられるのであります。それが一つの理由であります。

次に、實際の制度論といたしまして、ひとしく無罪の裁判を受けた場合でございしても、身柄

被告人であつた者又はその弁護人であつた者が公判準備及び公判期日に出席するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬に限るものとし、その額に關しては、刑事訴訟費用に關する法律の規定中、被告人であつた者については証人、弁護人であつた者については弁護人に關する規定を準用する。

第百八十八条の四 補償は、被告人であつた者又はその代理人の請求により、最終に事件の係属した裁判所が、決定をもつて、これを行ふ。

前項の請求は、無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判が確定した後二箇月以内にこれをしなければならない。

第一項の決定で、簡易裁判所又は地方裁判所がしたものに対しては即時抗告を、高等裁判所がしたものに対しては第四百二十八条第二項の異議の申立てをすることができる。

前項の異議の申立てに關しては、即時抗告に關する規定をも準用する。

第百八十八条の五 補償の請求、補償の支払その他補償に關する手続については、この法律に特別の定めのある場合を除いては、裁判所の規則の定めるところによる。

第三百六十九条を次のように改める。

第三百六十九条 補償すべき費用の範圍については、第百八十八条の三の規定を準用する。

第三百七十一条を次のように改める。

第三百七十一条 補償の請求、補償の支払その他補償に關する手続については、第百八十八条の五の規定を準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

3 この法律の施行後に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた場合には、この法

律による改正後の刑事補償法及び刑事訴訟法の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。

理由

無罪の裁判を受けた者に対する補償をより充分なものとするため、公訴提起後の非拘束期間についても補償を行うとともに、裁判の費用を補償することとし、併せて、刑事補償法の規定による補償金の額の算定基準となる日額等を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約二億七千八百万円の見込みである。

刑事補償法の一部を改正する法律案

刑事補償法の一部を改正する法律

刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「六百円以上二千二百円以下」を「八百円以上三千二百円以下」に改め、同条第三項中「五百万円」を「千万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

理由

最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額の算定基準となる日額等を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十年三月二十六日印刷

昭和五十年三月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局